

議案第 26 号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例（平成23年久喜市条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1号中「市内に居住する」を「市内に居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

別表第1団長の項中「179,000円」を「184,000円」に、同表副団長の項中「135,000円」を「140,000円」に、同表分団長の項中「100,000円」を「109,000円」に、同表副分団長の項中「85,000円」を「90,000円」に、同表部長の項中「74,000円」を「79,000円」に、同表班長の項中「62,000円」を「67,000円」に、同表団員の項中「51,000円」を「57,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

消防団員の任命要件及び報酬額を改正したいので、この案を提出するものであります。